

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会施設貸出審査基準

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

本要項は、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター内のレクチャールーム、企画展示室及び鳥取砂丘フィールドハウス内のレクチャールームを貸出するにあたり、次に掲げる審査基準の要件を具備することによって、施設の貸出を許可するものである。

1. 利用条件

- 1) 原則として、施設利用の主目的が非営利であり、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会施設貸出・ガイド利用要項第2項に規定する条件に合致すると認められる場合に貸出を許可するものとする。
- 2) 本施設での飲食イベントは実施不許可とする。また、本施設外で行われる飲食イベント等の、飲食スペースのみの利用も不許可とする。
- 3) 本施設の利用が、鳥取県暴力団排除条例(鳥取県条例第3号。以下「条例」と呼びます)第2条第3号に規定される暴力団等や、条例第2条第5号に規定する暴力団事務所の用に供するものではないこと。
- 4) 「3. 利用の範囲・制限及び承認の取り消し」に規定する施設利用をお断りもしくは利用承認の取消、または停止事項に該当する内容が含まれていないこと。

2. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡することや、当該権利に質権等の担保を設定する等一切の処分行為の制限を行う。

3. 利用の範囲・制限および承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、施設利用をお断りもしくは利用承認の取消、または停止をする。

- 1) 当館の設置目的を逸脱または当館の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- 2) 当館の一般来館者に対して、企業や商品等のPRを目的としたものであると認められるとき。
- 3) 直接的な販売行為、契約行為などの営利活動であるとき。ただし、催しに関連するもので事前に当館が認めた場合は除く。
- 4) 政治的活動または宗教的活動を含む内容であるとき。
- 5) 利用者らが暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
- 6) 本施設の利用等が暴力団等の利益になると認められるとき。
- 7) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 8) 施設利用申込書に虚偽の記載があったとき、または承認した利用内容が著しく異なるとき。
- 9) 利用の権利を第三者に譲渡または、転貸したとき。
- 10) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

- 11) 災害、その他の不可抗力によって施設の利用ができない事由が発生したとき。
- 12) 当館の管理、運営上やむを得ない事由が発生したとき。
- 13) 当館の許可なく施設を利用したとき。
- 14) その他、当館および第三者に対し、何らかの迷惑がかかるおそれがあるとき。
- 15) 過去に「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター施設貸出・ガイド利用要項」に違背したことがあるとき。

4. その他上記各項各号に該当することが不明な場合

「3. 利用の範囲・制限及び承認の取り消し」の各項に該当することが不明な場合は、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター館長の判断に委ねるところとする。

5. 施設の貸出許可判断基準表について

「1. 利用条件」の判断基準を下表のとおり定め施設利用の円滑な手続きを行うものとする。

施設の貸出許可判断基準表

	利用条件	判断結果	備考
1	施設利用の主目的が非営利であること。		必要に応じて、施設利用の催しの実施要項、収支予算書等を確認すること。
2	山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会施設貸出・ガイド利用要項第2項に規定する条件を満たしていること。		判断結果に係る根拠・理由は別途記録に残すこと。
3	本施設での飲食イベントでないこと。また、本施設外で行われる飲食イベント等の、飲食スペースのみの利用でないこと。		必要に応じて、実施内容を確認すること。
4	鳥取県暴力団排除条例(鳥取県条例第3号。以下「条例」と呼びます)第2条第3号に規定される暴力団等や、条例第2条第5号に規定する暴力団事務所の用に供するものではないこと。		
5	「3. 利用の範囲・制限及び承認の取り消し」に規定する施設利用をお断りもしくは利用承認の取消、または停止事項に該当する内容が含まれていないこと。		判断結果に係る根拠・理由は別途記録に残すこと。

6. 本審査基準の施行年月日

施行日 平成30年10月26日

施行日 令和7年4月1日